入　札　公　告

条件付き一般競争入札を行うので、公告する。

令和３年(2021 年)７月１３日

関門景観協議会　会長
下関市長　前田　晋太郎

１　業務の名称

関門景観条例制定２０周年記念事業実施委託業務

２　委託期間　　契約締結日から令和４年２月２８日まで

３　業務の目的

関門景観条例制定２０周年を記念する事業を実施する。

・関門景観形成地域（１７地区、別図のとおり。以下「関門エリア」という。）の魅力再発見につながる視点場（ビュースポット）を総括し、主要な視点場を選定する。

・視点場を景観資源及び観光資源として効果的かつ継続的に広報・活用し、関門エリアの魅力発信と両市民の景観意識向上を図る。

４　業務の内容

(1) 企画・ディレクション（監督・進行管理）
(2) 視点場の選定
(3) まちあるきマップの制作及び配布
(4) ＷＥＢページの制作
(5) 視点場写真撮影（２０箇所程度）
(6) 関門プロモーションムービーの制作（企画・ディレクション・

撮影・編集）

(7) プロモーション（宣伝）

(8) イベント告知チラシの制作及び配布

(9) パブリシティ（広報・周知）

(10) イベント連携

(11) 選定視点場を活用したプロモーション企画の提案

※業務の詳細は、別紙 仕様書のとおり。

5　入札参加条件

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

(2) 次のいずれかを満たすこと。

ア　下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿の大分類「企画・製作」中、小分類「イベント等の企画・運営」及び小分類「ホームページ作成」の両方に登録されており、かつ、下関市内又は北九州市内に本店又は支店を有する者であること。

イ　北九州市物品等供給有資格者詳細情報の大分類「サービス」中、小分類「電算」及び小分類「広告・宣伝・イベント・映画」の両方に登録されており、かつ、下関市内又は北九州市内に本店又は支店を有する者であること。

(3) この公告の日から入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく更正手続開始の認可決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。

(5) 過去５年の間に、関門連携を目的として下関市と北九州市が共同設置した団体（関門景観協議会、関門地域行政連絡会議、関門

海峡観光推進協議会等。以下「関門連携団体」という。）と関門エリア※1内を対象地域とした業務※2に関する契約を締結し、これを誠実に履行していること。

(6) 過去２年の間に、関門連携団体又は国若しくは地方公共団体その他公共団体と種類をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、落札後の本契約を確実に締結し、誠実に履行すること。

(7) 次項に示す入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。

※1「関門エリア」・・・別図（別紙 仕様書）の地域及び同地域に挟まれた関門海峡

※2「関門エリア内を対象地域とした業務」・・・「関門エリア」の下関市地域と北九州市地域の両方にまたがって実施した業務

6　申請方法

「入札参加資格確認申請書」（様式第１号）並びに「関門エリア内を対象地域とした業務の契約実績調書」（様式第２号）及び「同種契約の実績調書」（様式第３号）を、関門景観協議会事務局（下関市都市計画課内､〒750-8521 下関市南部町１番１号)に提出すること。郵送の場合は、書留郵便物に限り受け付けるが、次項に示す期間内に必着のこと。なお、審査の結果は、「入札参加資格確認通知書」（様式第４号）で令和３年７月２１日(水)までに通知することとし、承認の通知を受けた者は、入札参加資格を有するものとする。

7　申請書提出期限

令和３年７月２０日(火)午後５時までとする。

8　質問方法

(1) この契約に関する質問は、ファクシミリ（083-231-4799）によること

(2) 質問の期限は、令和３年７月１９日(月)午後５時までとする。

(3) 質問の回答は、後日、質問提出者のみに回答する。

9　入札日時等

(1) 郵便入札

(2) 入札日時　令和３年７月２９日(木)午前１０時

(3) 入札書

ア　提出方法　一般書留又は簡易書留による郵送

※持参、電報、電子メール、ファクシミリ等によるものは、認めない。

イ　提出先　　関門景観協議会事務局（下関市都市計画課内）

ウ　提出期限　令和３年７月２８日(水)午後５時必着（入札日の前日）

※到着期限を過ぎた入札等は無効とする。

エ　その他

・入札書の日付は、入札日（令和３年７月２９日）を記入すること。

・入札書を入れる内封筒に、「入札に係る件名」、「入札者名」、「入札者の住所又は所在地」を記載の上、「入札書在中」と表示し封をし、外封筒に入れて、二重封筒により郵送すること。

・入札書を封筒に２枚以上入れた場合は、無効とする。

・入札書の封筒に必要な記載事項がない場合は、無効とする。

(4) その他

・落札決定後、入札者に対し、落札者及び落札価格を電話等で通知する。

・落札となるべき最低提示価格が２者以上同額だった場合、入札事務に関係のない職員によるくじ引きにより落札者を決定する。

・初回入札において落札者が決定せず、再度入札を行う場合は、再度入札にかかる実施通知、入札書をファクシミリ等で速やかに送付する。

・入札執行者以外の職員１名以上の立会いの上、開札する。

10　入札保証金

納付が必要である者については、後日、通知する。

11　契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所　関門景観協議会事務局（下関市都市計画課内）

(2) 日時　令和３年７月１３日(火)から２９日(木)午前１０時まで

12　その他

(1) 入札において使用する入札書は、「入札書」（様式第５号）を使用すること。また、入札額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない額を記載すること。

(2) ９(3)ウに定める提出期限までに入札書を提出しない者は、辞退したものとして取り扱う。

(3) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び関係法令等に定める条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 入札参加者が入札日までに入札条件を満たさなくなったときは、その者のした入札は、無効とする。

(5) 入札において、事故が起きたとき又は不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。

(6) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。

(7) 入札参加資格確認申請に係る費用は、全て申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は、返還しない。

仕様書

1　業務の名称

関門景観条例制定２０周年記念事業実施委託業務（以下「業務」という。）

2　委託者

関門景観協議会（下関市と北九州市で共同設置する団体。以下「甲」という。）

［事務局］下関市都市整備部都市計画課景観係

〒７５０－８５２１　下関市南部町１番１号

電話　　０８３－２３１－１２２５

ファクシミリ　０８３－２３１―４７９９

電子メール　　keikan@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

3　業務の期間

契約締結日から令和４年２月２８日まで

4　業務の目的

関門景観条例制定２０周年を記念する事業を実施する。

・関門景観形成地域（１７地区、別図のとおり。以下「関門エリア」という。）の魅力再発見につながる視点場（ビュースポット）を総括し、主要な視点場を選定する。

・視点場を景観資源及び観光資源として効果的かつ継続的に広報・活用し、関門エリアの魅力発信と両市民の景観意識向上を図る。

5　業務の内容

(1) 企画・ディレクション（監督・進行管理）

市民及び来訪者が自然豊かな関門エリアの視点場に興味を持ち、自分に合った楽しみ方を見つけることができるような企画を提案する。

・甲、関係者及び関門エリアのまちづくり団体等と連携しながら業務の進行を管

理すること。

(2) 視点場の選定

関門エリアを対象に２０箇所程度の視点場を選定する（下関地区、門司港地区各１０箇所程度)。

・視点場選定に当たっては、各地区の景観に精通するまちづくり団体等と連携し、フィールドワークなど、必要な連携手段を活用し、選定すること。
・視点場選定に当たっては、(3)の「まちあるきマップ」で設定する「ルート」などを意識した構成とすること。

(3) まちあるきマップの制作及び配布

選定した視点場（以下「選定視点場」という。）をもとに、まちあるきマップを制作し、配布する。

・まちあるきマップのネーミング及びロゴについて企画・提案し、制作すること。
・まちあるきマップの仕様：Ａ４、８Ｐ、観音折り、マットコート１３５ｋｇ、４,０００部
・まちあるきを誘導するルート設定を行うこと。
・休憩施設、飲食施設など、まちの情報を盛り込むこと。
・写真、イラストなどを使用すること。
・閲覧者の行動意欲をかき立てるエモーショナルな（人を感動させる、心に残る）デザイン及び企画を検討すること。
・配布場所については、甲及び受託者（以下「乙」という。）協議の上、決定すること。

(4) ＷＥＢページの制作

ア　概要

関門景観協議会ポータルサイトの特設ページとして、選定視点場を紹介するＷＥＢページを制作する。

・制作に当たっては、選定視点場の写真、動画、マップなどのコンテンツを活用し、閲覧者の行動意欲をかき立てるエモーショナルなデザイン及び企画を検討すること。
・制作するＷＥＢページは、パソコンとスマートフォンに対応した、レスポンシブデザインにすること。

イ　ＷＥＢページの詳細

(ｱ) 合計ページ数　２２ページ（選定視点場２０箇所の場合）

(ｲ) トップページ／１ページ分

・ＷＥＢページのネーミング及びロゴについて企画・提案し、制作すること。
・写真、イラストなどを使用し、選定視点場の魅力が伝わる構成及びレイアウトを提案し、制作すること。
・画像などを使用し、(ｳ)の各選定視点場ページへのリンク設定及び関門景観エリアがわかるイラストマップ制作を行い、イラストマップのポイントをク

リックすると選定視点場の情報を見ることができるようにすること。
・メイン背景に映像を流す仕様にすること。

(ｳ) 視点場ページ／２０ページ分（選定視点場２０箇所の場合）

・写真（１視点場につき５点以上)、イラストなどを使用し、選定視点場の魅力が伝わる構成及びレイアウトを提案し、制作すること。
・１ページにつき１視点場ずつ、コメントを作成すること。コメントは、場所の説明だけとせず、エモーショナルな記述とすること。
・各ページに選定視点場のイラストマップを設置すること。
・必要に応じて、その他の情報も盛り込むこと。

(ｴ) ２０周年告知ページ／１ページ分

・業務で行うイベント及び取組の詳細を告知するページ。
・内容変更が発生した場合は、その都度、更新すること。

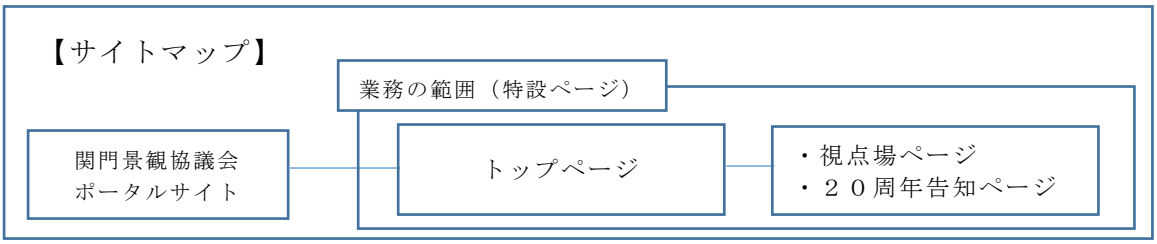

(5) 視点場写真撮影（２０箇所程度）

各選定視点場の写真を撮影する。

・１視点場につき５枚以上の写真を納品すること。
・同一の方向・アングル・構図ばかりではない、工夫した写真を撮影すること。
・写真には人物モデルを入れるなど、風景だけの写真にならないようにすること。
・ドローンでの空撮も行い、ダイナミックな写真を撮影すること。
・ドローン及び人物モデルを入れた写真は、それぞれ、６箇所以上の選定視点場において撮影すること。
・更新料・追加料金のかかる人物モデルを使用しないこと。

(6) 関門プロモーションムービーの制作（企画・ディレクション・撮影・編集）

選定視点場の魅力が伝わるプロモーションムービーを制作する。

・４Ｋ撮影機材、４Ｋ撮影できるドローン、人物モデルなどを活用し、選定視点場を魅力的に紹介する４Ｋ解像度のムービーを制作すること。
・１分３０秒程度のフルバージョン（有音）と１０秒程度のショートバージョン（無音）の２種類を制作すること。
・更新料・追加料金のかかる人物モデルを使用しないこと。
・閲覧者の行動意欲をかき立てるエモーショナルな構成及び企画を検討すること。

(7) プロモーション（宣伝）

まちあるきイベントを企画・実施する。

【イベントの例】
・選定視点場及び制作したまちあるきマップのお披露目として、まちあるきイ

ベントを開催する。
・イベントは、２日程度を想定する（下関地区、門司港地区などの地区で実施）。
・イベントのコンテンツとして、事前に選任したフォトグラファーによるフォトワークショップを盛り込む。
・フォトワークショップで収集した参加者の写真などは、(4)のＷＥＢページ（特設ページ）にコメント付きで掲載するなど、効果的に発信する。

(8) イベント告知チラシの制作及び配布

・告知チラシの仕様：Ａ４両面、マットコート１１０ｋｇ、４，０００部
・告知チラシは、イベント開催の告知とともに、「関門景観条例制定２０周年記念として、関門エリアの各種団体と連携し決定した関門エリアの新しい魅力」である旨の冠をつけ、制作・発信すること。
・告知チラシを５(4)の関門景観協議会ポータルサイト特設ページとリンクさせること（特設ページの公開を告知、ＱＲコードの設置等）。
・配布場所については、甲乙協議の上、決定すること。

(9) パブリシティ（広報・周知）

視点場選定後、イベント告知及び特設ページの公開告知について、プレスリリースを行うとともに、各種メディア及び既存情報媒体を活用するなど、効果的な情報発信を行う。

【メディア等の例】
①関門エリア共通
関門海峡Ｎａｖｉ（関門海峡観光推進協議会サイト）
②下関地区の場合
・楽しも！（下関市公式観光サイト）
・市政だより「しものせき２１」（下関市政テレビ）
②門司港地区の場合
・ぐるりっち北九州市（北九州市観光情報サイト）
・焦点（北九州市政テレビ）
・門司港レトロインフォメーション（民間サイト）
・キタキュウスタイル（民間メディア）
・北九州ノコト（民間メディア）

(10) イベント連携

まちあるきイベントと、関門エリアで実施する各種イベントとを連携させる。

・各種イベントと同時開催することで、まちあるきイベントの実効性を向上させること。
・各種イベントに「関門景観条例２０周年記念」の冠付けを行い、関門エリアの一体感を創出すること。

(11) 選定視点場を活用したプロモーション企画の提案

・次年度以降に展開するＳＮＳを使用したプロモーション企画を提案すること。

6　その他

(1)　下関市暴力団排除条例による措置は、別記 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項による。

(2)　この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙が協議し、定めるものとする。

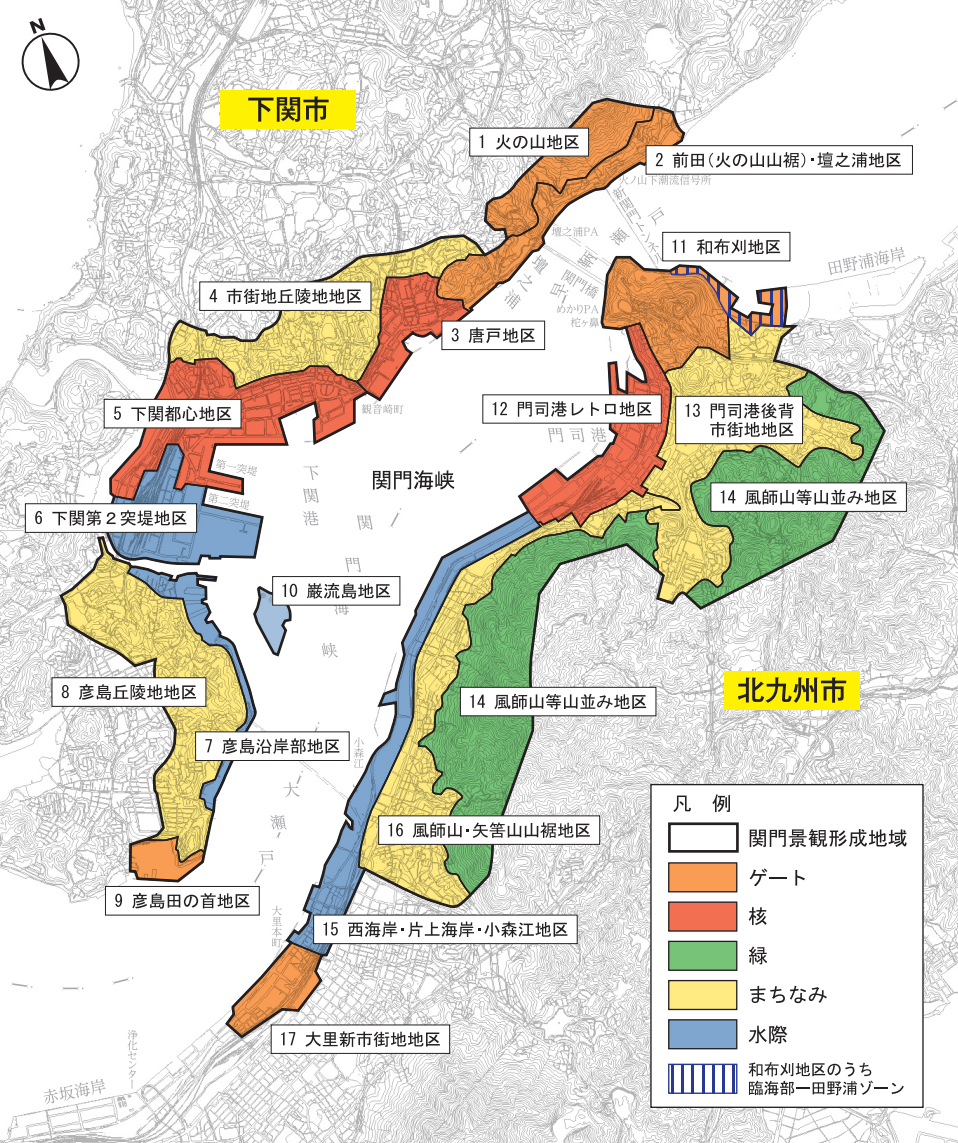
N
下関市
1 火の山地区
2 前田（火の山山裾）・壇之浦地区
11 和布刈地区
田野浦海岸
4 市街地丘陵地地区
3 唐戸地区
5 下関都心地区
12 門司港レトロ地区
13 門司港後背
市街地地区
門司港
関門海峡
14 風師山等山並み地区
6 下関第２突堤地区
10 巌流島地区
北九州市
8 彦島丘陵地地区
14 風師山等山並み地区
7 彦島沿岸部地区
16 風師山・矢筈山山裾地区
9 彦島田の首地区
15 西海岸・片上海岸・小森江地区
17 大里新市街地地区
赤坂海岸
凡 例
関門景観形成地域
ゲート
核
緑
まちなみ
水際
和布刈地区のうち
臨海部一田野浦ゾーン

別記

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

（総則）

第１条　甲と乙は、下関市暴力団排除条例（平成２３年条例第４２号）第３条に規定する基本理念に基づき、同条例第６条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

（暴力団排除に係る契約の解除）

第２条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第１号から第５号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第６号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなか

ったとき。

２　前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約の規定による。

（関係機関への照会等）

第３条　甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第１項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

２　乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

（契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第４条　乙は、自ら又はこの契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、この契約の適正な履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

２　甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、この契約の履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。

様式第１号

入札参加資格確認申請書

令和３年(2021年)７月　　日

（宛先）関門景観協議会　会長
　　下関市長　前田　晋太郎

申請者
　所在地　〒　　－

　商号又は名称
　代表者名

令和３年７月１３日付けで入札公告のあった下記に係る入札に参加する資格について確認されたく、資料を添えて申請します。

なお、告示に定めのある入札条件の各号を全て満たしていること及びこの申請書並びに添付資料については、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

１　業務の名称
　関門景観条例制定２０周年記念事業実施委託業務

２　添付書類

①	関門エリア内を対象地域とした業務の契約実績調書（様式第２号）
②	①の契約書の写し（又は契約実績を示す書面※）
③	同種契約の実績調書（様式第３号）
④	③の契約書の写し（又は契約実績を示す書面※）

※　当該書面については、事前に関門景観協議会事務局（下関市都市計画課内）と協議すること。

様式第２号

関門エリア内を対象地域とした業務の契約実績調書

（関門景観条例制定２０周年記念事業実施委託業務）

申請者名

実績	
請負業務名称	
発注者名	
契約金額	
業務期間	
契約の概要	

注１　過去５年の間に、関門連携を目的として下関市と北九州市が共同設置した団体（関門景観協議会、関門地域行政連絡会議、関門海峡観光推進協議会等）と関門エリア※1内を対象地域とした業務※2で、誠実に履行している契約について、その実績を記載すること。

※1「関門エリア」・・・別図（別紙 仕様書）の地域及び同地域に挟まれた関門海峡

※2「関門エリア内を対象地域とした業務」・・・「関門エリア」の下関市地域と北九州市地域の両方にまたがって実施した業務

２　契約を証明するもの（契約書の写し、契約実績を示す書類等）を添付すること。

様式第３号

同種契約の実績調書

（関門景観条例制定２０周年記念事業実施委託業務）

申請者名

実績　その１	
請負業務名称	
発注者名	
契約金額	
業務期間	
契約の概要	
実績　その２	
請負業務名称	
発注者名	
契約金額	
業務期間	
契約の概要	

注１　過去２年の間に次に掲げる団体と種類がほぼ同じであり、全て誠実に履行している契約について、その実績を２件、記載すること。

【団体】

・関門連携を目的として下関市と北九州市が共同設置した団体（関門景観協議会、関門地域行政連絡会議、関門海峡観光推進協議会等）

・国

・地方公共団体その他公共団体

２　契約を証明するもの（契約書の写し、契約実績を示す書類等）を添付すること。

様式第４号

関　門　協　第　　号
令和３年(2021 年)７月２１日

入札参加資格確認通知書

様

関門景観協議会　会長
下関市長　前田　晋太郎
（公印省略）

先に申請のあった入札参加資格確認について、下記のとおり確認したので通知します。

記

公告日	令和３年７月１３日
件名	関門景観協議会条例制定２０周年記念事業実施委託業務
入札参加資格の有無	有　・　無
入札参加資格がないと認めた理由	
入札保証金	

注　入札参加資格がないと通知された方は、その理由について説明を求めることができます。説明を求める場合は、令和３年７月２６日午後５時までに関門景観協議会事務局（下関市都市計画課内）へ、その旨を記載した書面（任意様式）を関門景観協議会会長宛てファクシミリにより提出してください。

様式第５号

入　札　書

金額（税抜）

	百	拾	万	千	百	拾	円
金							

業務の名称　関門景観条例制定２０周年記念事業実施委託業務

上記の業務について、仕様書等を承諾の上、入札します。

令和３年(2021 年) ７月２９日

（宛先）関門景観協議会　会長
下関市長　前田　晋太郎

入札者　　住所

氏名　　印